

川口都市計画地区計画の変更（川口市決定）

都市計画桜町6丁目地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------|-------------|--|
| 名 称 | | 桜町6丁目地区地区計画 |
| 位 置 | | 川口市桜町6丁目地内 |
| 面 積 | | 約1.0ha |
| 地区計画の目標 | | <p>当地区は、地域医療のための病院施設があり、良好な低層住宅地に隣接している。</p> <p>市においては、高齢化社会対策により、高齢者保健福祉施設等の建設促進を図らなければならない。</p> <p>このため、周辺の住環境に配慮しつつ、既存の医療施設を充実し、その医療機能の活用を図り、市における老人福祉計画に基づく高齢者保健福祉施設等の建設を促進する。</p> |
| 区域及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>① 地区の土地利用は、医療施設及び高齢者保健福祉施設とする。</p> <p>② 周辺の良好な住環境が損なわれないよう、適正かつ秩序ある土地利用を図る。</p> |
| | 地区施設の整備の方針 | <p>① 道路については、施設への利用者及び周辺住民の安全性を確保する。</p> <p>② 高齢者の憩いの場となるよう、緑化を推進し、空地の有効利用を図る。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | 隣接する良好な低層住宅地の住環境に配慮し、市の施策における高齢者保健福祉施設及び医療施設以外の立地を防ぐ。 |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | <p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>① 医療法に定める病院</p> <p>② 老人福祉法に定める老人福祉施設</p> <p>③ 老人保健法に定める老人保健施設</p> <p>④ 前1号から3号の建築物に附属する建築物</p> <p>⑤ 前各号のほか、建築基準法別表第二（い）項に掲げるもの</p> |
| | 建築物の高さの最高限度 | <p>① 12m</p> <p>② 建築物の各部分の高さは、建築基準法第56条において第1種低層住居専用地域に適用される規定と同様とする。</p> |

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由：川口市及び鳩ヶ谷市が平成23年10月11日に合併し、新たな「川口市」が誕生したことから、川口都市計画区域及び鳩ヶ谷都市計画区域を一の都市計画区域に統合し、川口市の行政区域の全域を川口都市計画区域とする変更に伴い、川口都市計画地区計画を変更するものです。